

志木市条例第20号

志木市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

志木市特別職員の給与に関する条例（昭和45年志木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 10 令和2年7月1日から同年12月31日までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に定める給料月額からその100分の20に相当する額を、副市長にあつては同条第2号に定める給料月額からその100分の10に相当する額を、教育長にあつては同条第3号に定める給料月額からその100分の10に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。